

役員一覧



取締役	代表取締役 社長執行役員 取締役会議長		在任期間	24年11か月		出席状況	取締役会(14/14回)	
	小森 伸昭 1969年5月2日生							
1992年	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社)入社			2018年	当社 代表取締役・社長執行役員(現任)			
2000年	当社設立 代表取締役社長			2020年	アニコム先進医療研究所株式会社 取締役(現任)			
2017年	株式会社AHB 取締役(現任)			2021年	アニコム パフェ株式会社 取締役(現任)			
2018年	アニコム損害保険株式会社 取締役・会長執行役員(現任)							



取締役	代表取締役 副社長執行役員		在任期間	4年9か月
	百瀬 由美子 1967年9月8日生		出席状況	取締役会(14/14回) 指名・報酬・ガバナンス委員会(5/5回)
1991年	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社		2015年	同社 専務取締役
2000年	当社 入社		2018年	同社 取締役・専務執行役員(現任) 当社 専務執行役員
2003年	当社 取締役		2020年	当社 取締役・専務執行役員
2005年	当社 常務取締役		2022年	当社 代表取締役・副社長執行役員(現任)
2010年	アニコム損害保険株式会社 常務取締役			



取締役	社外 取締役 指名・報酬・ガバナンス委員長		在任期間	4年9か月		出席状況	取締役会(14/14回) 指名・報酬・ガバナンス委員会(5/5回) 独立役員等連絡会(6/6回)	
	田中 栄一 1953年11月25日生							
1978年	郵政省入省			2013年	損保ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 顧問			
2007年	総務省 総合通信基盤局 電波部長							
2008年	同省 大臣官房総括審議官			2015年	NTTコミュニケーションズ株式会社 常務取締役			
2010年	同省 大臣官房長			2019年	一般財団法人放送セキュリティセンター 理事長 GCストーリー株式会社 監査役(現任)			
	同省 情報流通行政局長							
2012年	同省 総務審議官			2020年	当社 社外取締役(現任)			



取締役	社外 取締役		在任期間	2年9か月	
	尚山 勝男 1955年2月21日生		出席状況	取締役会(14/14回) 指名・報酬・ガバナンス委員会(5/5回) 独立役員等連絡会(6/6回)	
1978年	アサヒビール株式会社(現 アサヒグループホールディングス株式会社)入社		2017年	同社 代表取締役社長	
2008年	同社 理事 東関東統括本部長		2021年	アサヒグループホールディングス株式会社 社友(現任)	
2011年	同社 執行役員 中国統括本部長		2022年	亀田製菓株式会社 社外取締役(現任)	
2013年	株式会社エルビー 代表取締役社長			当社 社外取締役(現任)	
2016年	アサヒグループ食品株式会社 専務取締役				



取締役	社外 取締役		在任期間	2年9か月		出席状況	取締役会(14/14回) 指名・報酬・ガバナンス委員会(5/5回) 独立役員等連絡会(6/6回)	
	デイビッド・G・リット 1962年 10月10日生							
1988年	米国第9巡回区控訴裁判所アルフレッド・ T・グッドウィン判事付書記官			2007年	モリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所入所 弁護士			
1989年	米国カリフォルニア州弁護士登録			2012年	株式会社デネブ再生可能エネルギー 代表取締役最高経営責任者			
1990年	米国最高裁判所アンソニー・M・ケネデー 判事付書記官			2015年	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授(現任)			
1991年	コロンビア特別区弁護士登録 O'Melveny & Myers LLP 入所 弁護士			2020年	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ 法律事務所入所 外国法事務弁護士(現任)			
				2022年	当社 社外取締役(現任)			



取締役	社外 取締役		在任期間	2年9か月		出席状況	取締役会(14/14回) 指名・報酬・ガバナンス委員会(5/5回) 独立役員等連絡会(6/6回)	
	武見 浩充 1952年12月16日生							
1975年	日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行)入行			2006年	千葉商科大学会計ファイナンス研究科 教授(分野:(経営学) コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス)			
1982年	米ロチェスター大学 経営大学院 修了 MBA			2007年	千葉商科大学大学院政策研究科博士課程 修了 博士(政策研究)			
1998年	米ハーバードビジネススクールAMP (上級管理職プログラム)修了			2017年	当社 社外監査役			
2001年	設備投資研究所 副所長			2022年	当社 社外取締役(現任)			
2004年	株式会社新銀行東京(現 株式会社きらぼし銀行) 執行役			2023年	千葉商科大学 名誉教授同会計大学院会計ファイナ			



監査役	常勤監査役		在任期間	9年9か月	
	須田 一夫 1949年4月21日生		出席状況	取締役会(14/14回) 監査役会(14/14回) 独立役員等連絡会(6/6回)	
1974年	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社)入社		2016年	セルトラスト・アニマル・セラピューティクス株式会社 監査役 当社 常勤監査役(現任)	
2005年	Tokio Marine Seguradora社 取締役副社長		2019年	アニコム パフェ株式会社 監査役(現任) アニコム フロンティア株式会社 監査役 アニコム先進医療研究所株式会社 監査役(現任)	
2009年	アニコム損害保険株式会社入社		2020年	株式会社シムネット 監査役(現任)	
2010年	当社 執行役員 アニコム損害保険株式会社 執行役員		2024年	株式会社フローエンス 監査役(現任)	
2011年	当社 取締役				



監査役	監査役		在任期間	2年8か月
	花岡 慎 1969年4月3日生		出席状況	取締役会(14/14回) 監査役会(14/14回) 独立役員等連絡会(6/6回)
1992年	東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社) 入社		2023年	Value Group株式会社 (現 Value Financial Holdings株式会社) 取締役 株式会社パリュール・エージェント 取締役
2014年	アニコム損害保険株式会社 入社 同社 執行役員		2024年	Value Financial Holdings株式会社 取締役副社長執行役員(現任) 株式会社パリュール・エージェント 取締役副社長執行役員(現任)
2018年	同社 取締役・執行役員			
2022年	ATE株式会社 取締役			
2022年	当社 監査役(現任)			



監査役 一	社外 監査役		在任期間	2年8か月		出席状況	取締役会(14/14回) 監査役会(14/14回) 独立役員等連絡会(6/6回)	
	伊藤 公一 1969年12月30日生							
1998年	東京大学大学院医学系研究科博士課程 博士号(医学)取得 東京薬科大学 日本学術振興会特別研究員			2008年	東京大学大学院 助教			
2000年	久留米大学 助手			2015年	東京大学大学院 特任准教授			
2001年	テキサス大学ガルベストーン校 研究員			2022年	当社 社外監査役(現任)			
2005年	東京大学大学院 助手			2025年	東京大学大学院 特任教授(現任)			



監査役	社外 監査役		在任期間	1年9か月	
	青山 慶二 1949年 2月 2日生		出席状況	取締役会(14/14回) 監査役会(14/14回) 独立役員等連絡会(6/6回)	
1973年	国税庁入庁		2009年	経団連21世紀政策研究所 国際租税委員会 研究主幹	
1987年	在香港日本国総領事館(領事)		2012年	早稲田大学大学院会計研究科 教授(租税法)	
1998年	国税庁国際業務 課長		2019年	株式会社野村資産承継研究所 税務顧問(現任) ジェネシスヘルスケア株式会社 社外監査役(現任)	
2003年	ニューヨーク大学ロースクール 客員研究員		2020年	千葉商科大学大学院 会計ファイナンス研究科 客員教授(現任)	
2004年	国税庁 審議官(国際担当)		2023年	当社 社外監査(現任)	
2006年	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授(租税法)			日本公認会計士協会 税務相談員(現任)	



監査役

社外 監査役

岸本 有巨

1973年6月4日生

2004年

雨宮眞也法律事務所入所

2008年

雨宮眞也法律事務所 パートナー就任

2010年

中央大学法学部 非常勤講師

2013年

原子力紛争解決センター仲介委員

2014年

中野区情報公開・個人情報保護審査会委員
(現任)

2016年

鑑橋法律事務所開設

2020年

弁護士法人鑑橋法律事務所設立 代表弁護士 (現任)

2020年

アニコム損害保険株式会社 社外監査役

2025年

当社社外監査役 (現任)

執行役員

地 位	氏名	担当
専務執行役員	野田 真吾	社長補佐
常務執行役員	高橋 祐幸	グループ統括データ戦略部
執行役員	河野 寛貴	経営企画部、財務経理部
執行役員	永井 真樹子	コンプライアンス推進部
執行役員	田村 勝利	経営企画部(健康イノベーション事業担当)

社外取締役メッセージ

アニコムグループでは、経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点で議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者等を社外取締役として選任しています。

4名の社外取締役から、企業価値向上に向けたアニコムグループの経営戦略や課題についてメッセージをいただきました。



取締役
田中 栄一

『プラネタリーヘルスの実現へーアニコムの次なる挑戦』

世界的にプラネタリーヘルスという概念が強まっています。地球を生き物として生態系として捉える流れです。人間、動物、植物、水、細菌、山、海、川、鉱物でさえすべてがつながってひとつの生態系と捉える最先端の考え方です。アニコムグループの25年間の歩みは、ペットをめぐる生態系をいつも意識していたストーリーであったと捉えています。それは、「世界中に無償の愛を伝え、平和を取り戻し、維持発展させる」というグループの「パーパス」に象徴されています。アニコムの強みは、いくつもありますが、敢えて3つに絞れば、

1. 上記のパーパスを純度高く維持発展させてきたこと（パーパスのもとに、ビジョン、ミッション、クレドが体系化され、日常の業務の導きとされてきたこと）
2. 科学的知見と豊富なデータが、経営判断の礎となっていること
3. お約束した中期経営計画を着実に実現してきたことを挙げさせていただきます。

いよいよ新しい中期経営計画がまとまり、第二の創業を本格的に離陸させる局面に入っています。その先には、命輝き、喜び合う世界が待ち受けますが、プロセスでは乱気流に出会い、操縦の判断を迫られる時もあるでしょう。

社外取締役の一人として、そのような際に、機敏にバランスの取れた判断を行い、安定した上昇軌道の維持に努めていく所存です。そして、執行の役員や社員の皆様と衆議を尽くし、協力しつつ、従来の25年間の歴史を大切に継承して、ステークホルダーの皆様へ新次元の歴史を見ていただけるように寄与してまいります。



取締役
デイビッド・G・リット

『成長と革新の新たなステージへ』

創業から25年、アニコムは日本におけるペット保険市場を開拓・発展させてきました。この歴史の中で蓄積された比類なきペット健康データベースは、そこから得られた知見を活かし、ペットとご家族の幸福をさらに高める各種イニシアティブの原動力となっています。直近3年間（2022～2024年度）の中期経営計画は概ね遂行され、全社員の尽力によりROEは緩やかながら着実に改善し、配当と自己株式取得を通じた株主還元比率も向上しました。もちろんペットの健康向上施策が奏功すれば、アニコム契約者のロイヤルティが高まり、保険金支払が抑制され、保険事業の業績が改善します。同時に、CRYSTAL JOYや7 Days Foodなど新規事業の成長基盤としても大きく寄与するはず。アニコムは、その事業規模、動物病院とのネットワーク、そしてペットの健康に関するデータベースといった点において、他のペット保険会社と明確な差別化要素を有しています。多くの競合他社は、事業規模の不足やペットの生涯を見据えた保険料設計の不備など、様々な課題を抱えており、持続可能なビジネスモデルの構築に苦慮しているのが実情です。日本の消費者市場で多くの企業が持続的かつ収益性ある成長機会を見出せずにいる中、アニコムにはむしろ「選択に迷うほど多くの機会」が存在します——実に望ましい課題と言えるでしょう。小森社長のペット健康への強い情熱が新たな機会の発掘を後押しし、アニコムにはペットヘルスケア分野に精通したチームが、機会を分析・選択し、確実に実行へ移す体制を整えています。新たな中期経営計画では、新規領域への積極的な投資と成長を見込んでいます。もっとも、有望な機会を見極め、それを良質な事業へと結実させることは容易ではありません。一定の忍耐と実験、リスクを適切に管理する慎重な姿勢、KPIの導入と規律ある実行が求められます。直近の一年間において、アニコムは重要な新規施策の推進において着実な進捗を遂げており、新中計期間中にはさらなる成果が期待される——いえ、必ず達成されねばならないと考えております。取締役会としても、経営陣が財務資源および人的資源を新たな取り組みに配分するにあたり、投資プロセスにおけるバランスと規律を維持するための支援を行ってまいります。



取締役
尚山 勝男

『新たな次元への旅立ちへ』

おかげさまで私もアニコムグループも皆様のご支援を頂戴し、創業からの25年を歩むことができました。あらためて心より感謝申し上げます。この節目を迎えアニコムグループは「傷害保険から予防保険へ」という次のステージに進めてまいる所存です。詳細は中期経営計画にて説明しておりますのでご覧いただければ幸いです。ここではその基本の考え方について記しておきます。次のステージの目的は「家族の一員であるペットと一緒にお互いに健康な生活を送る」ことにあります。これを実現するためには従来型保険である、病気になったペットを治療で治す、だけでは解決にはなりません。もちろん病気になったペットの治療への貢献はさらに向上させますが、それだけでなく人間の世界でいう未病対策と同様に病気にかかる確率を徹底して減らしていく手法が最も有効となります。そのための様々な具体策を中期経営計画の項目に沿って実行していくことがその実現への筋道だと考えています。（歯周病防止、腸内細菌の多様化etc.）

社外役員である私たちの役割は、この目的や成果が間違いなく達成できているかどうか、またそのための組織運営や達成度合いが計画どおりになっているかをチェックすることにあります。ステークホルダーの皆様への期待に応えるべく中期経営計画の達成に向けて全力を尽くしてまいります。どうぞ本年も変わらぬご支援ご助力をお願い申し上げます。



取締役
武見 浩充

『ブランド価値の進化と次世代への責任』

“健康になる”ための保険が当社ブランド価値の源泉であり、他社との差別化に際して第一に考慮すべき事項である。これを具体化し、長期の成長に結び付けるために検診・医療・保険、プリーディングとグループからの資金の外部流出を抑える仕組みを構築してきている。

一方、保険以外の事業は中長期的には持株会社としての企業価値を高めることは十分に期待できるものの、例えば今回の中計期間において、明示的な収益への貢献は差ほどに期待し難い。このためグループ内対応を前提とする場合でも（内製）、対費用効果の観点から他社との協業も積極的に考慮する必要性は高い。また、事業価値成長に必須の人的資本投資並びに株主資本への還元水準などの指標となる付加価値分析に際して（純付加価値の分配）、説明責任を果たす意味でもグループ全体を通しての明確な管理会計の仕組みが必要である。

JARVISどうぶつ医療センターTokyoはその内容および投資規模から第二創業期を顕現化させるものである。この施設は開示情報に対する内部と外部の理解の格差を（百聞は一見に及ばず）縮小させるものであり、長期的な成長経路を簡潔に示している。ただし既に記したように、収益面への短期的な効果は差ほどに期待できないため、厳格な費用管理は必須である（モニタリング）。

最後に社外取締役として、中計期間中に注力すべきと考える事項は、後継者育成/選択である。中計期間の業務の進捗状況、市場の評価などにより戦略面での変更を必要とするのか、或いは戦略目標を時間効率良く達成する戦術面での（執行）能力を重視すべきかといった複線的な特性に合わせた助言に努める心算である。

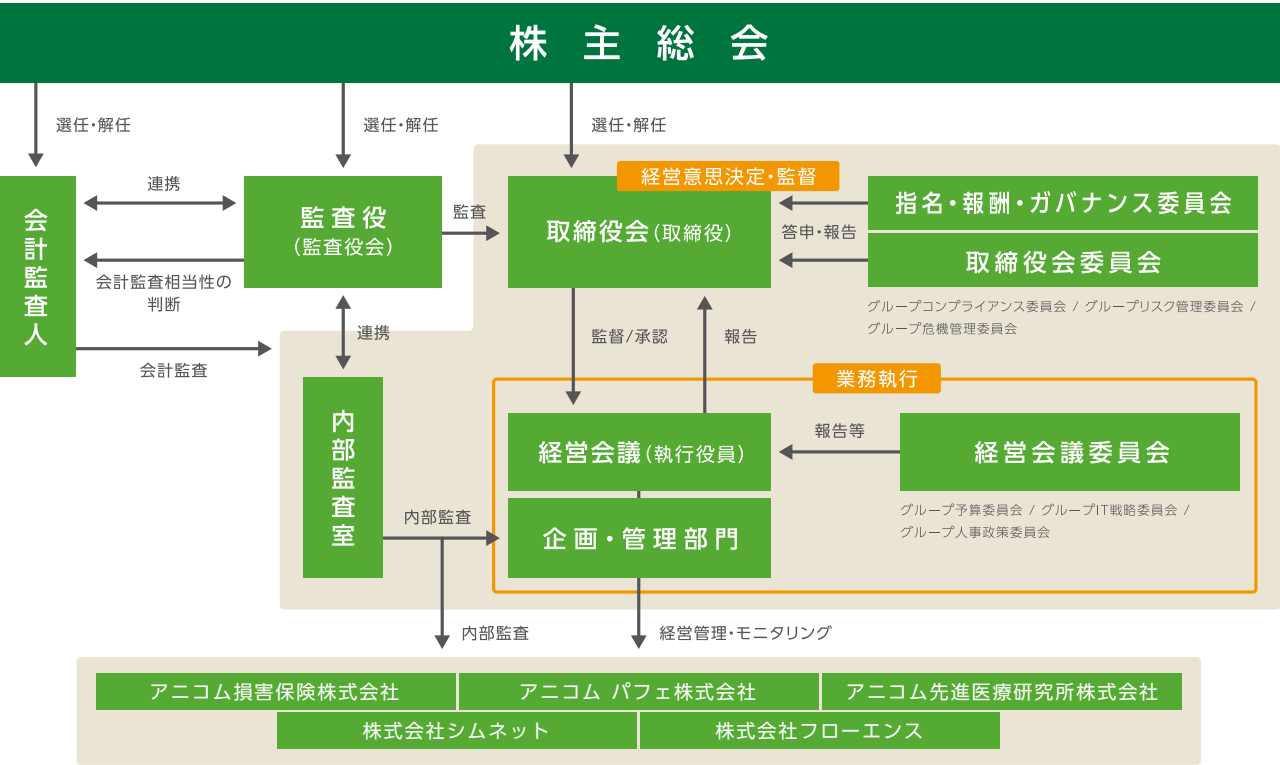
コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、アニコムグループの経営理念である「それぞれの命が持つ個性の違いを互いに尊重しあい、分業協力することで、世界中に「ありがとう」を拡大すること」を通じて、すべてのステークホルダーに対する責務と約束を果たし、その社会的使命を全うするとともに、グループ全体の企業価値の永続的な向上を目指します。アニコムグループでは、これらを着実に実現するためグループコーポレート・ガバナンス基本方針を策定し、健全で透明性の高いグループコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化に取り組んでいます。

1. 企業統治体制の採用理由と概要

当社の企業統治体制は、以下のとおりです。



(1) 企業統治体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用し、取締役会が、監査役会と緊密に連携し、重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能を強化しています。また、当社では、取締役会及び監査役会において、過半数を社外取締役および社外監査役とするなど透明性の高いガバナンス体制を構築しています。

さらに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と、業務執行機能を明確に分離することで、取締役会の牽制・監督機能といったガバナンスの観点についても強化していることに加え、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会とは別に社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会として「指名・報酬・ガバナンス委員会」を設置しています。なお、「指名・報酬・ガバナンス委員会」は、過半数を社外取締役から選出しています。

(2) 企業統治体制の概要

①取締役会および取締役

当社の取締役会は、社内取締役2名（小森伸昭氏、百瀬由美子氏）及び社外取締役4名（田中栄一氏、尚山勝男氏、デイビッド・G・リット氏、武見浩充氏）の6名で構成され、議長は代表取締役である小森伸昭氏が務めています。

なお、当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めています。

当社の取締役会は、グループの信頼の維持・向上を重視して、業務執行に関する重要な意思決定を決議するとともに、執行役員の業務を監督しています。持株会社である当社の取締役会は、グループの中長期戦略や各種基本方針を決定するなどの機能を有し、各取締役は、取締役会がこれらの責務・機能を十分に全うできるよう努めています。また、アニコムグループの中核企業であるアニコム損害保険株式会社においても執行役員制度を採用しており、各執行役員は取締役会にて決定された執行担当業務を遂行しています。

また、当社は、グループ会社経営管理基本方針に基づき、子会社における重要な経営事項について当社の取締役会において審議し、必要に応じて報告を求めるなどの子会社を監督する体制をとっています。

更に、グループ経営会議を定期的に開催し、グループ会社の取締役及び執行役員等でグループ全体の業務執行に係る議案を協議し、当社取締役会においては重要な経営事項について、その審議内容・提言を十分に考慮して意思決定を行っています。

②監査役会及び監査役

当社の監査役会は、監査役2名（須田一夫氏（常勤）、花岡慎氏）及び社外監査役3名（伊藤公一氏、青山慶二氏、岸本有巨氏）の5名で構成されています。

監査役会は、監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議をしています。各監査役は、監査役会で策定された監査役監査基準や監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、業務及び財産の状況を監査するとともに、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受けるなど、相互に緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しています。

③指名・報酬・ガバナンス委員会

当社は、取締役会の諮問委員会として、当社及びアニコム損害保険株式会社の社外取締役5名及び社内取締役2名の7名で構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置しています。同委員会では、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役の選任・解任、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の業績評価、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系、当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の報酬水準とともに、コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況を審議しています。

2. 企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制システムといいます。）の整備について、取締役会決議を経た上で、内部統制システム基本方針を定めています。また、当社は、グループ会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項をグループの各種方針に定めています。

3. 株主総会決議に関する事項

(1) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う旨定款に定めています。

(2) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨定款に定めています。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めています。これらは、定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(3) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、将来の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、自己株式を取締役会の決議で取得することができる旨を定款に定めています。

また、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためです。

取締役会の実効性

取締役会の実効性評価

当社では、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、定期的に取り締役会の実効性の自己評価・分析を行っております。この自己評価・分析の方法として、取締役会及び指名・報酬・ガバナンス委員会の構成員を対象にアンケートを実施し、その回答結果を踏まえ、当委員会で分析・評価・議論を行っています。この分析・評価・議論を踏まえた実効性評価の結果は、取締役会に答申され、取締役会において審議を行っております。直近では、2023年5月に実施しており、その実効性評価の結果の概要は、次のとおりです。

当社の取締役会は、過半数が独立社外取締役で構成されていることに加えて、社外取締役からも積極的な発言がなされ、自由闊達で、深度ある議論・意見交換がなされていることなどから、取締役会の実効性が確保されているものと評価しております。一方で、発言者の発言時間を含む議案ごとの審議時間をより意識した議事運営が求められることや、専門性やジェンダーの観点での取締役会の多様性をより強化していくことなど、取締役会機能のさらなる向上に向けた課題があることについても認識の共有が行われました。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、また継続的に実効性評価を行っていくことで、そこで認識した課題について十分な検討を行ったうえで、迅速に対応していくとともに、定期的に自己評価・分析を実施し、取締役会の機能をより高めるための取組みを継続的に進めてまいります。

社外取締役及び社外監査役の専門性と経験(スキルマトリックス)

		企業経営	財務・会計・ファイナンス	人材マネジメント	リスクマネジメント	法務・コンプライアンス	研究開発・生命科学	国際性
取締役	田 中 栄 一	●		●	●			
	尚 山 勝 男	●		●	●			
	デイビッド・G・リット	●			●	●		●
	武 見 浩 充	●	●	●				
監査役	伊 藤 公 一						●	●
	青 山 慶 二		●			●		●
	岸 本 有 巨				●	●		

取締役・監査役候補者の選任方針

当社グループの経営戦略・経営課題について客観的かつ多角的な視点で議論を行うことを目的として幅広い分野において高い知見を持つ経営者等を選定しており、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、取締役及び監査役の選任方針について以下の通り定めています。

(取締役の選任要件)

- 1 当社およびアニコム損害保険株式会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。
- 2 当社およびアニコム損害保険株式会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の選任要件)

- 1 当社およびアニコム損害保険株式会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

- 2 当社およびアニコム損害保険株式会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第14条に定める独立性判断基準を満たす者とする。
- 3 アニコム損害保険株式会社の監査役は、前2項に定める要件を満たすことに加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

社外取締役の独立性に関する基準

金融商品取引所が定める要件及び基準に従い、「グループコーポレートガバナンス基本方針」において、社外役員の独立性判断基準について以下のとおり定めています。

- 当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。
- ① 当社またはその子会社の業務執行者である者
 - ② 過去10年間ににおいて当社またはその子会社の業務執行者であった者
 - ③ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社を主要な取引先とする者(直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
 - ④ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社の主要な取引先である者(直近事業年度における当社またはアニコム損害保険株式会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
 - ⑤ 当社もしくはアニコム損害保険株式会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
 - ⑥ 当社またはアニコム損害保険株式会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者
 - ⑦ 当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
 - ⑧ 当社またはアニコム損害保険株式会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの
 - ⑨ 直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

後継者計画

当社は、2022年6月、代表取締役社長の後継者計画を指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経て、取締役会で審議を行い策定いたしました。当該後継者計画においては、ロードマップの立案から、「当社のあるべき社長像」と評価基準の策定、後継者候補の選出とその育成計画の策定と実施、後継者の決定に至るまでの見極めや決定方法等について定めており、2022年度から運用を開始しています。

内部統制システムの構築

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、以下の内部統制システム基本方針を取締役会において決議し、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、監査役会監査の実効性確保等を含むアニコムグループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。

内部統制システム基本方針

1. アニコムグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、アニコムグループ経営理念に基づき、グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - ①当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ②グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ③子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ④子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
- (2) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (4) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - ①当社は、コンプライアンスを統括する部署を設置する。
 - ②当社は、グループ倫理規範を定め、グループの役職員がこの倫理規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ③当社は、グループコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④当社は、「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定し、その実行を通じ、コンプライアンス遵守態勢の充実を図る。また、定期的に開催する「グループコンプライアンス委員会」において、コンプライアンス疑義案件及び不祥事件への対応並びに外部弁護士相談を踏まえた当社方針等の適切性の確認を行う。
 - ⑤当社は、法令又は社内ルールなどのコンプライアンスに抵触する事案が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外に内部通報制度（ホットライン）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2) 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社及びグループ会社において、実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - ①当社は、リスク管理を統括する部署を設置する。
 - ②定期的に開催する「グループリスク管理委員会」において、態勢整備の進捗状況や有効性について検討し、重要事項については、取締役会に報告する。
 - ③リスク管理にあたっては、リスクカテゴリーごとに分類して、特定・評価・制御・緊急事態対応プランの策定及びモニタリング・報告のプロセスを構築する。
 - ④当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2) 当社は、経営の健全性を確保しつつ企業価値を持続的・安定的に向上させ、それにより保険契約者をはじめとするステークホルダーの利益保護に資することを目的として、グループの統合的リスク管理に関する方針を定める。

- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの中期経営計画及び年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担及び指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
 - ①当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役の選任・解任
 - ②当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件
 - ③当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の業績評価
 - ④当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役・執行役員の報酬体系
 - ⑤当社及びアニコム損害保険株式会社の取締役の報酬水準
 - ⑥コーポレートガバナンスに係る各種方針・施策等の整備状況や実施状況
- (5) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事の徹底により、生産性及び企業価値の向上の実現を図る。
- (6) 当社は、(1)～(5)のほか、当社及びグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役会事務局を設置する。
監査役会事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役会事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務及び監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動及び懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社又はグループ会社の業務執行に関し、重大な法令若しくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が、当社又はグループ会社の業務執行に関し重大な法令若しくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社及びグループ会社において、監査役に(1)又は(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、内部通報制度（ホットライン）の運用状況及び報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、意見を述べることもできるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 監査役は、子会社監査役に対して積極的に意思疎通及び情報の交換を図るなど、子会社監査役との連携を密にし、監査の効率性を高める。
- (4) 監査役は、代表取締役との定期的な会合として経営審議会を開催し、情報の共有と意見の交換を行う。
- (5) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (6) 内部監査部門は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (7) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

グループのリスク管理体制

当社は、グループリスク管理基本方針を制定し、当社グループの経営に影響を及ぼしうるリスクの予見・コントロールに努めるとともに、環境変動を想定した応答活動を常に準備し、不測の事態にあってもサービスや商品の品質を維持し、事業継続ができるように、リスク管理体制の構築に努めています。

■ERMの推進

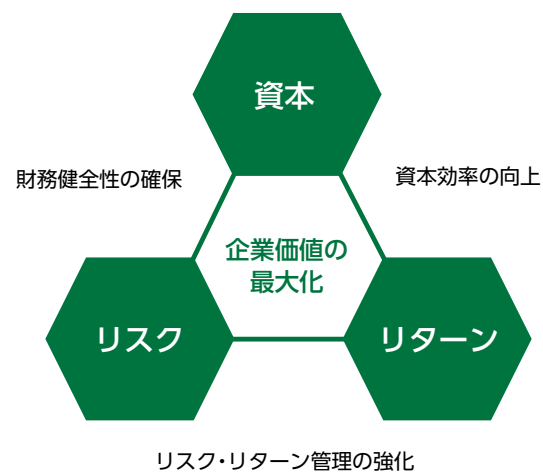
当社においては、取締役会主導のもと、経営企画部・リスク管理部を中心に、ERM (Enterprise Risk Management) の推進に取り組んでいます。取締役会はグループリスク管理基本方針の中でERM態勢を定め、グループ各社に周知するとともに、具体的な取決め等をグループERM規程で定めています。併せて、グループリスク選好基本方針として健全性・収益性に関する目標値等を定め、中期経営計画の礎としています。

また、当社では当社及びアニコム損害保険株式会社の常勤取締役・執行役員を中心とする「グループリスク管理委員会」を設置し、当社グループの個別リスク管理の状況及び統一的に評価したリスクの状況に関して議論を行い、取締役会に定期的に報告する態勢を整備しています。

(1) リスク・プロフィール

当社グループが保有するリスクを正しく認識するため、エマージングリスク (将来新たに発現し、当社グループの経営に大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク) も含めたリスクの概要を網羅的に洗い出し、それを基にしたリスク・プロフィールを定期的に作成しています。また、リスク管理部は当社グループ内における波及リスク等、網羅性の検証を行うとともに、リスクを定量的に評価し、リスク状況のモニタリングを実施しています。

【リスク・リターン・資本の関係】



(2) 内部モデルによるソルベンシー評価

リスク量及び自己資本等の計測手法として当社の実績等に基づく内部モデルを定め、当社のソルベンシー評価を行うとともに、各種リスクの分析等を踏まえ、その高度化を進めています。

(3) ストレス・テスト

リスク管理部は、(1)および(2)の対応で把握しにくい、グループの経営に深刻な影響を及ぼしうるリスクを把握・管理するため、過去に発生したことがない仮想シナリオを含むストレスシナリオ、リバース・ストレス・テスト、感応度テストを定期的実施し、自己資本等の充実度への影響度を分析しています。また、深刻な影響が見込まれる場合には、速やかに対応策を検討・実施する態勢を整備しています。

(4) リスク選好方針・資本配賦

経営企画部は、グループリスク選好基本方針に基づきグループの中期経営計画を策定しています。また、資本配賦を実施し、経営の安定性確保を目的として、子会社ごと等にリスク限度枠を設定しており、その遵守状況を定期的にモニタリング (リミット管理) しています。また、リミットに抵触のおそれがある場合には、リスク削減・再配賦・自己資本の増強等の対応策を速やかに検討・実施する態勢としています。

■新ソルベンシー制度に向けた取組み

2025年度末から経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されます。新制度では、実態を反映したリスク係数の見直しが行なわれ、保険リスクでは新たに「ペット保険」の区分が新設されます。これにより、より当社実態に沿った評価になることが想定されます。リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA: Own Risk and Solvency Assessment) を推進し、内部モデルの高度化などに取り組んでいます。

【リスク管理体制】

